

議案第 77 号

松阪市図書館条例の一部改正について

松阪市図書館条例（平成 20 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 21 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市図書館条例の一部を改正する条例

松阪市図書館条例（平成 20 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

（利用の許可）

第 10 条 図書館の施設のうち、講座室又はグループ室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可する場合において、図書館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしないことができる。

(1) その利用の目的が第 3 条に規定する事業に明らかに反すると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 図書館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者において利用させることが適当でないとき。

第 17 条を第 22 条とし、第 16 条を第 21 条とし、第 15 条を第 20 条とする。

第 14 条中「図書館の利用者は、」を削り、同条本文中「とき」を「者」に改め、同条を第 19 条とし、第 13 条を第 18 条とし、第 12 条を第 17 条とし、第 11 条を第 16 条とし、第 10 条の次に次の 5 条を加える。

（利用の制限）

第 11 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に違反した者に対しては、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

2 指定管理者は、前条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わないものとする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 前条第2項の規定による許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力によって利用することができなくなったとき又は利用することが不相当と認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者において利用させることが適当でないとき。

(利用料金の納付)

第12条 利用者は、指定管理者に講座室及びグループ室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に利用するとき 全額免除
- (5) 市内の文化団体、読書団体その他これらに準ずる団体が法第3条第6号又は第8号に規定する活動のために利用するとき 全額免除
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

松阪市松阪図書館

時間区分	利用料金
------	------

	講座室	グループ室 1	グループ室 2
午前 9 時から 正午まで	1,650 円	570 円	630 円
午後 0 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	1,650 円	570 円	630 円
午後 4 時から 午後 7 時まで	1,650 円	570 円	630 円

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。